

平成17年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

平成17年12月13日（火曜日）

議事日程第3号

平成17年12月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	22番 本間輝男
24番 高橋幸晴	25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫
27番 佐々木昌志	28番 北村 稔	29番 鎌田 正
30番 藤田君雄		

欠席議員（2人）

21番 門脇一男	23番 児玉裕一
----------	----------

説明のため出席した者

市長	栗林次美	教育長	笹元嘉辰
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	久米正雄
企画部長	佐々木正広	市民生活部長	高橋源一
健康福祉部長	根本正進	農林商工部長	金正行
建設部長	鎌田栄治	病院事務長	高橋大樹

水道局長 田口良邦 教育次長 相馬義雄
教育次長 毛利博信

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一 副参事 高橋 薫
副主幹 伊藤雅裕 副主幹 加藤博勝
主事 菅原直久

午前10時00分開議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、21番門脇一男君、遅刻の連絡があったのは10番千葉健君、13番高橋敏英君、23番児玉裕一君であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に11番渡邊秀俊君。11番。

○11番（渡邊秀俊君）【登壇】 おはようございます。

6人目の質問を行います。

はじめに、公社及び第3セクターの運営について伺います。

個性ある活力ある地域づくりを進めるには、行政と民間の密接な連携が必要であることから、住民の福祉向上、地域の振興を図ろうと民間の資金、経営手法を取り入れた第3セクター、あるいは公社の設立で様々な事業が展開されております。

しかし、公で建設し、民で運営する形を一応はとっているものの、設立当初から資金、運営ともに公の存在、公の存在、介入が大き過ぎ、そのためか行政における組織、施設の位置づけ、財政上、会計上の区別がはっきりしない状態が続いております。

また、公を中心に物事が進められたことから、経営がうまくいかなかった場合の損失補償も安易に行われ、これがルーズな経営となり、ますます行政への依存を強める体質となっております。さらに、合併により今までの市長の関与がなくなり、指定管理者

制度の導入による管理体制への不安により、経営責任の所在が明確でなくなりつつあります。

社会経済状況の変化により、当初の設立目的を達したものの、あるいは達しつつあるものの、事業目的、活動に類似性があり、統合によって事業の弾力的、効率的な運営が期待されるもの、事業の採算の見通しの立たないものの整理等々検討すべき時期ではないかと思えます。先の秋田県でも3セク合理化指針として、統廃合の促進、県の関与の廃止・縮小、民営化、経営改善、あり方検討と4つに分類し、3年を目途に見直しするというような報道がありました。その経営いかんによっては、行政、財政、地域経済、住民生活に大きな影響を与えることから、その取り扱いには慎重にならざるを得ませんが、今こそ迅速な処理が求められます。住民の福祉向上のために設立した組織・施設が、かえって足を引っ張っているようでは本末転倒であります。公社・第3セクターの運営について、このあとどう取り組んでいくのか伺います。

次に、大曲の都市計画事業についてでありますけれども、大曲駅周辺の整備事業が平成元年度から始まり、平成24年度の完成を目指して進められております。大曲都市計画事業、土地区画整理事業、市街地整備促進事業等々、関係者の努力で様々な事業が導入され、道路、水路、公園、住宅建設などで、示された資料では合計315億7,200万円の事業費が示されておりますけれども、まちづくり総合支援事業の区域の中における道路整備などその他の関連事業費を含めると、大曲の都市計画事業の総額、いくら事業費になるのかお聞きします。

また、残された来年度以降の事業費はどのくらいになるのか伺います。

もう1点、都市計画事業に対する理解不足からでありますけれども、社会経済状況が目まぐるしく変化する昨今、事業の着手から完成まで25年というのは長過ぎるのではないかと。もっと短い期間でできなかったものか、その理由を伺います。

さらに、今の国・県の財政事情を勘案するとき、計画どおりの財源確保の見通しに不安が先立ちます。途中で計画変更するわけにもいかず、土木、建築、買収費用など、そのほとんどが地元還元される事業であれば、計画どおりの遂行はもちろんのことでありますけれども、できれば景気の早期回復のために前倒しで実現できるよう国・県に働きかけていくべきではないのか。大仙市の顔を形作る事業であれば、もっともっと市民に事業の全体像をわかりやすく明らかにし、住民の意見を柔軟に取り入れる余裕のある協働のまちづくりを進めていただきたいと思います。事業遂行の見通しを伺います。

また、計画では旧13号線とバイパスをつなぐ幹線道路の完成が最終年度の24年度となっています。素人考えでは、まず幹線道路を完成、整備することが事業の進展をやりやすくするのではないかと考えます。それが最終年度になった理由を伺います。

関連して、仙北組合総合病院、これは市民アンケートを見ても、早く建て直して診療体制を充実させていただきたいというのが多数の声であります。組合病院建設の際は、郊外移転を考えているようでありますけれども、その後の駅前開発整備についても今から考えておく必要があると思います。現状について伺います。

もう1つは、小学校の統合計画についてであります。

大仙市の1年に生まれた子供の数は、平成元年が913人、平成10年が701人、平成15年が602名、平成16年が613名、15年で300名ほど減っております。小学校の数は現在31校、中学校12校であります。現在、複式学級を行っている学校は5校、学級数は9学級であります。いろいろな資料を見ても、今後の人口推計も10年間出生数が増加する、そういうふうに見込んだものはありません。集団の中における個の確立、対人関係の健全な育成は、学習能力の向上、運動・身体能力の向上とともに小・中学生時に十分培う必要があると叫ばれてきております。残念ながら少子化に歯止めがかからず、わずか数人でクラスを編成するのを何もしないで見ているわけにはまいりません。複式学級では教える側がいろいろ頑張ってみても、普通学級を1.0とした場合、なかなかそこまでいかない、到達できないという教育関係者もおります。地域から小学校、あるいは中学校が統合によってなくなるというのは、そこに住む人にとっては耐えられないものがあるだろうとは承知しております。しかしながら、子供の成長をできるだけ良い環境において見守っていくのは、その親だけではなく、今を生きる我々の責任であります。地域からの要望を待って統合作業を進めるのは、確かに理想的ではありませんけれども、今は先に行政が教育環境の望ましき姿を地域に示し、それを基に地域に議論を沸き起こすときではないかと考えます。大仙の将来は教育にあります。大仙市の小学校・中学校の統合計画の進捗状況について伺います。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 11番渡邊秀俊君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 渡邊議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、公社・第3セクターの運営についてであります。

はじめに、公社関連についてであります。大仙市土地開発公社は「公有地の拡大の

推進に関する法律」により設立し、公共用地の取得、造成を行い、地域の秩序ある整備等を実施しているものであり、また、財団法人大仙市開発公社は、市の事業と一体となり、公設ビルや駐車場・駐輪場等の管理を行っており、いずれも市が100%出資の団体であります。

次に、第3セクターの中でも出資比率が50%以下の法人についてであります。 「株式会社県南環境保全センター」は、下水道処理施設の運転等を行っているもので、大仙市が41.5%の出資比率となっているほか、横手市、湯沢市、美郷町、一部民間が出資者となっております。

また、「大曲駅前開発株式会社」は駐車場等の経営を行っているもので、市の出資比率は43.5%、「株式会社大曲スポーツセンター」は市民ゴルフ場の経営を行っているもので、市の出資比率は4%、「株式会社TMO大曲」は商店街の活性化事業を行うもので、出資比率は50%となっております。

出資比率が50%を超える温泉保養施設等は、神岡、西仙北、中仙、協和、太田の5地域に、合わせて6法人が設置されております。

第3セクターにかかわるご質問の経営責任と財政支援及び今後の対応についてであります。合併前の旧市町村の設立趣旨である住民福祉の向上、保養の場の確保、地域活性化、観光振興、効率的な経営等を包括的に受け入れながら継続的に運営しているところであり、一定の成果をあげているところもありますが、社会経済情勢の変化により経営状況が思わしくない法人があることも事実であり、その責任は会社であり、構成する取締役、幹部社員などにありますが、最大出資者であります市といたしましても、その責を問われるものと考えております。

こうした法人、特に住民福祉向上を受け持つ施設を有する法人への財政的支援につきましては、独立した組織体としての自立性、独自性が運営の基本であります。実施事業の内容によっては市の支援も必要であると考えております。

この方針は、今後も支出の目的となる事業の公共性、公益性、事務事業の効率的な執行の可能性、さらには法人の設立目的や財務状況等を十分に調査し、厳正厳格に対応してまいりたいと考えております。

次に、今後の運営についてであります。平成18年4月から予定されております指定管理者制度において、現在、公社・第3セクターに管理運営を委託している施設につきましては、公募を行わず、現在受託している公社・第3セクターを2年間指定管理者

として指定する方針であります。

その後におきましては公募となることから、施設によっては民間等による管理運営となる施設もあることが考えられますが、公社・第3セクターでは事業のスクラップ・アンド・ビルドや中・長期的な収支計画の策定による財政の健全性の確保に努めるなど、組織の再構築を図ってまいります。

なお、市といたしましては、適切な指導・監督に努めるとともに、類似した業務を行っている法人、他の法人で業務を代替できる法人との統合、また、所期の目的を達成した法人、民間委託が可能な業務を行っている法人及び経営の改善が極めて困難と判断される法人の廃止等、具体的に法人の改革について検討してまいります。

質問の第2点は、大曲都市計画事業についてであります。

はじめに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業と、これに関連する事業につきましては、大曲駅を中心とした地区が圏域の商業を含む交流拠点地区であることや高速交通体系網に連携した交通結節機能を持ち合わせている当地区の有利な地域特性をさらに強化し、周辺地区の総合的な発展に資するため土地区画整理事業を核とした大曲駅周辺100haを事業地区として平成13年度から「まちづくり総合支援事業」や国道13号バイパスと大曲駅東口を結ぶ「駅東線街路事業」を導入したものであります。

これらの事業のうち、大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましては、長期間の事業計画であることや膨大な事業費、事業量であることから、合併前の大曲市長就任当時の平成15年度に、今一度効率的な事業手法や財源の見通しについて精査、見直しを行っており、その結果、旧大曲市の財政計画上においても平成24年度完成の見込みが立ったという結論に達したものであり、その後、効率的な事業推進のため新たに導入した「住宅市街地総合整備事業」を含めた事業費は315億7,200万円と試算したものであります。

なお、当事業につきましては、国・県と協議の上、今一度精査し、実施計画及び事業計画の変更認可申請を平成18年度に行う予定であります。

「駅東線街路事業」は、延長620m、総幅員22mの都市計画道路を整備するもので、事業費20億3,000万円であります。

「まちづくり総合支援事業」につきましては、駅東線に接続する延長330m、総幅員20mの都市計画道路花園線築造及び延長370mの市道2路線の改良や大曲駅東口の機能強化等を実施しており、事業費は6億8,800万円であります。

なお、「まちづくり総合支援事業」は、本年度で終了することから、同様の整備メニューが実施できる「まちづくり交付金事業」を平成18年度から導入し、大曲駅周辺の整備を引き続き実施してまいります。

事業内容といたしましては、駅東線に接続する道路網の整備や地域交流センターの建設及びこれに隣接して一体利用できる街区公園、駅東口の駐車場等の整備を計画しており、事業費は9億4,900万円を予定しております。

したがって、土地区画整理事業を含む大曲駅周辺の整備に要する総事業費は、完了済みのものを含め352億3,900万円となっております。

平成18年度以降におけるそれぞれの残事業費につきましては、大曲駅前第二地区土地区画整理事業が122億8,900万円と試算しており、駅東線街路事業は平成18年度で完了予定であり、事業費は2億539万円であります。

「まちづくり交付金事業」は、平成22年度までの5カ年の事業期間で整備することとしており、事業費は9億4,900万円となっております。これらの今後の合計事業費は134億4,339万円と見込んでおります。

また、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の事業期間につきましては、平成元年度に事業を立ち上げ、当地区の中央部に位置し、飯田線、中通線を中心とした黒瀬町地区の整備から着手したものでありますが、道路等の公共施設と宅地を一体的に整備する土地区画整理事業の特質から、既存の家屋のほとんどが移転対象となることから、これに要する経費は多額なものとなり、移転期間等を含めた整備期間が長期にわたることや市の財政計画との整合性、他事業とのバランスを参酌しながら整備を進めてきたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、今後の事業の見通しにつきましては、国の三位一体改革による補助金の削減が予想される中、財源の確保は決して予断を許さない状況下にあります。土地区画整理事業等の市街地整備にかかわる事業に関しては、比較的優先して補助金の配分がなされており、今後とも事業の円滑な推進を図れるよう、国・県に対し強く要望してまいりたいと存じます。

次に、幹線道路中通線の優先施行につきましては、大曲駅前第二地区土地区画整理事業に含まれる幹線道路の整備順位について、市街地交通の観点から警察等の関係機関や地域住民との協議の結果を踏まえ、大曲西道路飯田ランプと大曲駅を連絡し、交通や物流の重要幹線である飯田線を優先的に整備することとなったものであり、土地区画整理

事業の面的に整備するという事業性格上から、関連する黒瀬町地区の整備を実施し、平成14年度に概ね完了しております。

この間、当地区に含まれる飯田線からタカヤナギグランマート前までの中通線は供用を開始しておりますが、国道13号大曲バイパスまでの供用は緊急の課題と認識しており、残る丸の内町地区と大花町地区の整備について、中通線の早期完成を目指し、両地区を同時並行的に整備を進めることとしたものであります。

旧国道13号からタカヤナギグランマート前までの丸の内町地区の中通線は、平成19年度開催の秋田国体までの供用を目指して整備を実施しており、飯田線から鉄道アンダー部を経由して駅東線に至る大花町地区の中通線につきましては、効率的な整備や集団移転に対応するため「住宅市街地総合整備事業」を導入し、受け皿となる都市再生住宅を建設するとともに、平成18年度にはJRアンダー部の工事に着手し、平成22年度末までに前後の整備を進め、県道大曲田沢湖線や市道四ツ屋大曲線に暫定的に接続した上で一部供用を図る予定であります。

土地区画事業は、道路等の公共施設と同時に換地による新規の宅地を形成する面的な整備手法であり、順次、街区ごとに整備を進める必要があるため、線的整備である街路事業等の買収方式事業と異なり、幹線道路の線的な優先整備はできないものであり、また、多くの家屋移転や、これに伴う経費、長期の整備期間を要しますが、可能最大限の早期完成に留意した事業計画の見直しにより、平成24年度末の大曲バイパスまでの完成を目標としたものであります。

次に、仙北組合総合病院の改築につきましては、平成9年2月に仙北組合総合病院運営委員会の下部組織として設置されました「仙北組合総合病院建築検討委員会」で移転新築の方針が示されております。

現時点では、厚生連の長期事業計画に同病院の改築計画が記載されていない状況にあり、市といたしましては、地域医療の中核病院である仙北組合総合病院の早期移転新築は喫緊の課題ととらえ、圏域内市町村で「仙北組合総合病院早期移転新築推進会議」を設立し、県及び厚生連に対し積極的な要望活動を実施しているところであります。

議員ご質問の病院の跡地問題は、病院の移転により現在の駅前商店街が空洞化するなど大きな問題でありますので、病院の移転新築問題と併せて検討してまいりたいと存じます。

質問の第3点、小学校統合計画の進捗状況に関する質問につきましては、教育次長か

ら答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第3点は、小学校統合計画の進捗状況についてでございますけれども、大仙市発足によりまして教育委員会で所管する学校は、議員お話のとおり小学校31校、中学校が12校、幼稚園が8園、そして給食センターが8施設と合わせて59の学校教育施設等を管理する、運営する組織となりました。

また、複式学級の状況につきましてもお話のとおりでございます。急激な少子化によりまして大仙市内31の小学校のうち、14校が児童数100人未満の小規模校でございます。中学校においては、12校中5校において一部の学年が1学級となっております。

いずれの小規模校においても、特色ある教育活動を展開し、学校を活性化させながら、きめ細かな学習活動を工夫し、実践しているところでございますけれども、お話のとおり集団の中でそれぞれの発達段階に応じて社会性を育て、集団とのかかわりの中でたくましく生きる力を育むことも学校教育の重要な役割であると考えたときに、小規模校の教育活動にはその限界を生ずるものと考えます。

また一方、現状の小・中学校の校舎5施設、体育館9施設、幼稚園1施設、給食センター2施設、これらは建築後31年以上経過しております。したがって、今後、こうした学校施設の経年老朽化の進行に伴い、大規模改修や統廃合も視野に入れた新築・改築の事業計画が必要となってまいります。

こうした状況を踏まえまして、教育委員会では現在、教育的、社会的、そしてまた財政的な見地から少子化による児童、生徒の減少を見据えた上で学校規模等学校数についてどうあるべきかと、その望ましい形を求めて現在、調査・研究を行っているところでございます。その結果を今後の学校建築や改築に際し、基本的な方向を定めるための基礎資料として、年度内に素案としてまとめて、その後、議会の皆さん方とも協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 11番、再質問はありますか。

○11番（渡邊秀俊君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて11番渡邊秀俊君の質問を終わります。

次に、8番金谷道男君。8番。

○ 8 番（金谷道男君）【登壇】 金谷です。新人の私に質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。なにせよちよち歩きの 1 年生でございますので、質問の中にいろいろ未熟な点、あるいは失礼な点があるかもしれません。その点は、市長はじめ当局の皆さん、先輩議員の皆さん、どうか寛大なお気持ちでお許しをいただきたいと思います。

それでは早速質問に入らせていただきます。

今、国の三位一体改革という、わかったようなわからないような動きの中で、平成 18 年度予算編成をされておられる市長はじめ職員の皆さんのご努力に対し、まずもって敬意を申し上げたいと思います。

私が今改めて申し上げるまでもなく、国・地方とも財政状況が非常に厳しいのは周知の事実であります。また、大仙市においても思った以上に財政が厳しいということも私も認識しております。

景気の低迷している時代にあって、税収を基に成り立っている財政が厳しいのは当然だと思います。全国的には景気の回復が見られるようではありますが、我々の地方にあっては、まだまだ明確に見えてこないという中で税収の伸びが期待できないというのも現状であります。

一方では少子高齢化、国際化、情報化といった社会の激変が続いております。これとあいまって、これらに伴う行政要望が増えているのもまた事実でございます。それに加えて、これまで経済対策や地域振興ということのために、国も県もともに起債に依存しながら予算編成をしてきた結果、天文学的な数字の公債費残高となっていることも現実であります。

こうしたことを踏まえますと、いかに効率の良い予算を組むかということが今重要な課題であろうかと思えます。これは同時に、行政のあり方も変わらなければならないのではないかと思います。これまでの、あれもやる、これもやるといった行政から、あれかこれをやる行政に大きく変化しなければならないことだと思います。これは行政にかかわる我々議員も含めたすべての公務員、そして住民の皆さんが共通の考え方として持たなければならない時期にきたということだと思います。したがって、これからの予算編成にあたっては、従来のややもすると総花的な予算ではなくて、重点化が目に見えるような予算を組んでいかなければならないことではないかと思います。まさに事務事業を選択する時期にきていると思います。このことにつきましては、平成 18 年度予

算編成方針の中でも述べられておりますので、私もまったく同感であります。

そこで市長にお伺いいたしますが、18年度予算編成にあたって、市長はどの分野の
どういう施策に重点を置きたいとお考えになっているのでしょうか。

また、それと関連あると考えますが、予算編成にあたって、これまでの事務事業につ
いて統一した考えのもと、新しい視点で見直しをする方針のようではありますが、その具
体的な内容、進め方についてもお尋ねいたしたいと思えます。

次に、大仙市は8つの市町村が合併して誕生いたしました。これら8地域は、それぞ
れ固有の歴史・伝統・文化もありますし、地理条件、生活環境、産業基盤、生産力も異
なります。したがって、これまで旧市町村の行政施策も、共通のものもありましたがそ
れぞれ独自のものもありました。確かに統一してより効果が向上したり施策に安定性が
増すものもあるものも事実だと思えます。しかし、それがすべてでしょうか。

合併はしましたが、まだまだそれぞれの地域の基本条件は変わっておりません。合併
により、みな同じくという一体感も当然必要であります。しかし、それが無理なことも
あります。そして、統一により個性がなくなることが進歩へと即つながるかという疑問
もあります。私は、例えば8市町村が地域づくり、あるいは産業振興といった面につ
いては、一定のルールの中でお互いに競い合うということも1つの大仙市の活力のもとに
なるのではないかというふうに考えております。その意味で、予算編成の中にある地域
枠ということに大きな期待を寄せております。

そこで、この地域枠の内容について、どのぐらいの規模で、どういう事業内容を想定
しているのか、また、その具体案をつくる政策形成過程をどのように考えているのか、
そして将来展望としてこの地域枠をどう考えているのかということをお知らせいただ
きたいと思えます。

最後にもう第1点お伺いいたします。

私から今さら申し上げるまでもなく、予算は最初からあるではなくてゼロからの積み
上げであるものだといいます。この点につきましても予算の編成方針の中で述べられて
おりますので私も同感であります。そしてまた、これも当たり前のことでありますけれど
も、予算は効率的に執行されて、その所期の目的が達成されることで効果が発生し、次
の目票に向かってつながっていくということになると思えます。そのためには、計画、
実施、評価、改善へとつながる、いわゆるマネジメントサイクルの考え方が当然必要で
あります。そうでないと、ややもすれば事業は消化するだけのものになり、予算の有効

執行が図られず、さっぱり効果が出ないということにもなりかねません。当然この考え方で予算編成をしておられると思いますけれども、あわせて大事なのは、この各事務事業の達成目標と達成度を測定できる評価の内容等について、住民の方々への周知が大事かと思えます。住民との共通理解により事務事業の効果が高まることが期待ができますし、予算は住民福祉の向上のためにあります。住民と協働したり、住民の方々との共通理解をして進めないと、その目的が十分に果たせないというケースもあると思えます。私は、より効率の良い行政運営につなげるために、是非このマネジメントサイクルの各家庭における情報公開を積極的に進めていただきたいということと、その中には是非住民の参加を入れていくべきだというふうに考えておりますが、その点市長はどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 8番金谷道男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 金谷議員のご質問にお答え申し上げます。

質問は、平成18年度予算編成についてであります。

現在、策定作業を進めております「大仙市総合計画」の素案では、今後10年間、特に重点的に取り組むべき施策として、3つの施策をまとめております。

1つ目は、保健・医療・福祉の分野で「子育て支援と福祉社会の構築」、具体的には健康でいきいきと安心して生活できるような各種保健・医療・福祉サービスの充実であります。

2点目は、生活環境基盤の分野で、道路、上下水道の整備促進、具体的には地域密着型の新たな交通システムの検討、快適で環境にやさしい生活環境の創出であります。

3点目は、産業・雇用の分野で「産業振興・雇用の創出」、具体的には若年層に対する雇用の場の創出、地域経済の位置発展のための既存産業のより一層の振興、農業の経営安定と持続的発展であります。

18年度当初予算編成においては、以上3分野と教育・文化の振興に重点配分したいと考えております。

各分野の施策において、特に住民が何を要望しているかを的確に把握し、それぞれの事務事業の内容が効率が良く有効的なものであるのか、また、財源の確保が見込めるものであるのか、さらには行政が積極的に支援すべきもの、住民がみずから行うべきものなど総合的に判断し、財政状況が厳しい状況におかれている今こそ新たな視点に立ち、

知恵を絞り、限られた財源を無駄にすることがないように、効果的な事務事業の選択をしてまいりたいと考えております。

また、既存事業の統一と見直しにつきましては、平成17年度予算が基本的に旧8市町村の首長のもとで編成された原案を持ち寄った形での予算でありましたが、平成18年度予算は大仙市として統一した考えのもとに、既存の考え方にとらわれず全市的な視野を持った新たな視点で予算編成を行ってまいりたいと考えております。

具体的に例を申し上げますと、旧市町村単位に目的を同じくする施設が多くありますが、今後は合併のメリットを活かし、旧市町村の枠を超えた広域的な視点に立った施設の整備、維持管理をしていく必要があると考えております。

また、各種団体等に対する補助金等については、これまでも旧市町村単位でばらつきがあった交付基準を見直してまいりましたが、団体育成的補助金については、目的達成度等を考慮し、見直しを図る。事業的補助金については、事業内容、補助効果等を検証するなど、さらに市として統一した考え方のもとに基準を求めてまいりたいと思っておりますが、今後、関係機関と十分協議しながら進めてまいりたいと存じます。

次に、地域枠配分についてであります。その趣旨は、各地域に有する現地即決機能を強化し、それぞれの地域課題に適切に対応するため創設するものであります。

イメージとしては、各地域住民、地域協議会からの要望、あるいは課題の中で、政策の中に組み入れ、市の施策として取り組むべきものを除き、現地即決機能を活かし、各総合支所の判断により、すぐにでも実施に移した方がより効果的・効率的で地域課題の解消や特色を活かした地域づくりに結びつく事務事業が考えられるのではないかと考えております。

現在、各総合支所には通常の予算要求とは別枠で要求するよう準備検討させており、各総合支所内での調整会議、総合支所長会議を経て提出するよう指示しておりますので、施策の形成過程においては、各総合支所の特色・意向が十分に反映されるものと期待しております。

また、地域協議会については、現段階では開催回数も少なく、意見、要望が出される段階に至っておりませんが、今後協議が進むにつれて地域の課題、意見、要望が出されるものと思われまますので、予算の効果的・効率的な執行の面では、予算の組み替え等を含め弾力的運用も必要と考えております。

支所枠予算の見込額につきましては、初年度でもありますので、各支所、総合支所

500万円程度、総額4,000万円から5,000万円を想定しておりますが、今後3年程度は継続し、検討を加えながらより良い制度として確立してまいりたいと存じますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

次に、行政効果を上げるためのマネジメントサイクルの確立と、その情報を住民に提供することにつきましては、谷金議員と同じ考えであります。

現在、大仙市として行政評価システムを検討しておりますが、外部評価としての「市民評価」と内部評価であります「事務事業評価」を構築してまいりたいと考えており、事務事業評価システムの中で計画、実施、評価、改善というマネジメントサイクルの考え方を取り入れてまいりたいと存じます。

しかし、事務事業を評価する手法としては、各自治体でいろいろな手法がとられており、評価のための評価の感がするシステムもあり、システムの構築には今少し時間をいただきたいと存じます。

また、私は住民との協働のまちづくりを市政運営の原点としており、システムの構築にあたりましては、市民の皆様にご公開できるシステムは当然と考えており、予算編成にあたりましてはこれらの評価を的確にとらえて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 8番、再質問ありませんか。はい、8番。

○8番（金谷道男君） 3つの重点施策ということで今ご答弁いただきました。それぞれに非常に重要な課題だと思っております。特に雇用の問題についてでありますけれども、市町村合併の合併の是非のアンケート、あるいは新市に望むものは何かというアンケートの中で非常に多かったのが若年層の雇用の場の確保、これを期待するという声が非常に大きい声だと私は認識しております。それに対する施策、今市長が語る述べられておりましたけれども、是非基幹産業である農業の中にも雇用が生み出せるような施策をお考えいただきたいと思っております。例えば、旧太田では後継者育成と人材育成、合わせて雇用の場ということの意味あいも含めて農業奨学生制度をつくり、そして農業後継者の確保をしてきた経緯もございます。そういったこともある意味、雇用の場の確保、それから地域の産業の育成、多面的な施策というものがこれからは必要ではないかと思っております。そこら辺を市長に是非取り組んでいただきたいということ、これは要望しておきたいと思っております。

それから、地域枠でありますけれども、今、当初予算でその地域枠のすべての施策を

盛り込むということとお考えのようでありますけれども、ここも市長のお考えをお聞きしたいのですが、それぞれの総合支所枠を留保しておいて、例えばこれから検討しながら、時間をかけて検討しながら、より良い施策をやるためには6月補正というような対応の仕方もできるのではないかというふうに私は考えますが、市長のお考えはどのようなものでしょうか。

それから最後に、評価のことですけれども、確かに評価はいろんな手法があつて大変難しいことだとは思いますが、是非職員の多忙な中でさらに仕事という面もなきにしもあらずですけれども、私はこれをやらなければ、これからの行政は非常に行き詰まるものになるだろうと思います。是非取り組んでいただきたいし、その情報を積極的に各段階で市民の皆さんに開示していただく、あるいは提供していただく、そのような方向に向いていていただきたいと思いますので、そこら辺も市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員の再質問にお答えいたします。

この地域枠予算の考え方でありまして、この関係につきましては一応の枠は示しておりますけれども、まだ総合支所段階でどのような具体的なものがあるのかということ、まだ模索中のような感じがいたします。

いずれしましても地域協議会がこれから、おそらく1月頃になりますと、大分皆さんも、議員の皆さんも慣れてきまして、この地域協議会として何をやるのか、どういうことをこの地域としてやれば良いのかということが少しずつ明らかになってきております。そういう中から様々な要望・課題、これが地域枠に取り込まれるのではないかなと思っております。

また、政策的に大きく取り込むものについては、いわゆる本庁予算の中でやらなければならないわけでありまして、今そういう段階でありますので、とりあえず総合支所には具体的ないくつかの課題といいますか、地域の課題についてを一つ予算組みとして持ってくるようにと、こういう指示を与えております。

したがってこの予算の配当の仕方ですけれども、おそらく財政課辺りで、ある時期までは一定の形でまとめておくと、そういう形で具体化されてきた時点で配当していくというような形になるのではないかなというように想定しております。

それから、この評価の問題でありますけれども、これは外部評価については旧大曲で

実施したやり方で、この総合計画、今年、今やっている最中でありますので、重なってしまいますので、これは来年度からそういうやり方で外部評価をやってみたいと、こういうふうに思っています。

問題はこの内部評価だと思います。これは内部評価をきちんとやらないと、いわゆる業務量の把握といいますか、どこが忙しくて、どこが少し暇なのかというのわからないと思います。きちりとした基準を含めて内部評価をしながら、内部評価についてもやはり市民に開示しながら市民の意見を聞いていく、外部評価と含めてやっていかなければならないと、こういうふうに考えておりますので、その辺の構築については少し時間をいただきたいということでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 8番、再々質問ありませんか。はい、8番。

○8番（金谷道男君） 間もなく予算が3月の議会に提出されることだと思います。市民の皆さんが、なるほどなというような予算案として議会の方に提出していただけることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） これにて8番金谷道男君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。12月議会の最後の質問者として一般質問をさせていただきます。

最後ですので、重複質問もあろうかと思っておりますけれども、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速通告に従いまして質問させていただきます。

最初に介護保険についてであります。2点、介護保険料について、そして利用料についてお尋ねいたします。

まず、保険料についてですが、介護保険制度が発足し、5年が経過いたしました。政府は、介護保険制度の目的を、家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる制度へ、サービスが選択できる制度へなどと盛んに宣伝したわけであります。老老介護が広がり、介護のため職場を辞めなければならないという深刻な家族介護の実態を解決することが介護保険に対する国民の期待でありましたけれども、現実はどうだったでしょうか。

介護が必要と認定された人は65歳以上の高齢者の6人に1人まで広がっております。しかし、利用状況を見ますと、利用限度額に対する利用率は一貫して4割程度にとど

まっております、また、介護が必要と認定されているにもかかわらず利用していない人も5人に1人に当たり88万人にもものぼると言われております。この数は施設サービス総利用者数を上回る数とのことであります。

その背景には、重い利用料が、とりわけ低所得者にとって過酷な負担となっていることが第1に挙げられ、多くの高齢者は介護の必要性ではなく、いくら払えるのかによってサービスの内容を決めざるを得ない状況になっており、結果的に家族介護に支えられているのが現実であります。

こうした中で制度発足後の5年間に入所を申し込んでいる入所待機者は全国で34万人にもものぼり、現在の特養の総定数に匹敵する規模まで増加しているとのことであります。在宅も施設も政府が掲げた介護の社会化などという看板は、完全に剥げ落ちたと言える現状であります。厚生労働省は、2015年に向けた高齢化社会の姿を展望し、高齢者人口は2025年にピークとなる3,500万人、高齢者独居世帯は高齢者世帯の3分の1に当たり570万世帯、高齢者夫婦世帯は610万世帯となる。また、痴呆性高齢者の増加がある、の3点にわたっての見解を示しております。それならばなおさら家族介護に依存する現状を早急に改革する必要があり、公的介護制度をはじめとした高齢者福祉が重要となってまいります。財源も税金の使い方を社会保障中心に切り替えて、税金の集め方を大企業や高資産化に負担能力にふさわしい負担を求めることで改革は可能になると思います。

しかし政府は、全く逆の方向にばかり進み、自立・自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行ってまいりました。介護保険でもサービス利用を切り下げて国民負担を増やすという大改悪を行ったわけであります。

そこで今回の制度改定とかかわり、2点について要望も含め質問いたします。

まず、介護保険料についてでありますけれども、介護保険料は来年4月が3年ごとの保険料改定の時期に当たります。今回の制度改定で居住費、食費が保険給付対象外となったことから、1人当たり月々200円の保険料抑制効果があると言われておりますが、それでも多くの市町村で保険料は2割程度値上げの見込みとされております。当市では、平成15年、介護保険事業が広域組合一本化になった際、合併旧町村のほとんどで基準額が大幅に引き上げられ、現在の2,860円となりました。もう高齢者の負担は限界にきております。来年4月の保険料見直しにあたっては、引き上げることのないように願っているものであります。広域組合介護保険事務所ではどのような見通しを

持っておられるのか、まずこの点をお聞きします。

2番目に、高齢者の介護保険に大きな影響を与える問題として、小泉内閣による度重なる増税が挙げられます。16年度の公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額廃止に加え17年度定率減税の半減と、18年度にはこの4つの改悪が同時に行われることになり、その結果、住民税非課税から課税に変わる人が出てまいります。このことによって保険料は、より高い段階に移行するが、その数は厚生労働省の試算によりますと、高齢者の16.1%、何と6人に1人の保険料段階は上昇するという結果になっているようであります。収入が全く変わらなくとも課税に変わることによって保険料段階が上昇する高齢者は、一体当市ではどれだけいるのか是非とも示していただければ有り難いと思います。

3つ目に、さらに今回の改定では、保険料段階の設定方法が改められました。現行2段階を合計所得額80万円以下・以上で新2段階と新3段階に分割したこと、民税課税層の現行5段階以上の保険料設定の弾力化として細分化できるようになったことなどがあります。2段階の分割は、低所得者に重い介護保険料の矛盾を解決するための措置のようではありますが、年間80万円以下というのは、大体において生活保護基準以下であり、保険料はそもそも本来免除すべきだと私は考えております。厚生労働省の調査によると、保険料減免自治体も広がっておりまして、2005年4月現在では保険者全体の34%に当たる771の介護保険者が減免に取り組んでいるようであります。大仙市としても4月の改定にあたって、低所得者向けの保険料の軽減に取り組むよう求めるものですが、見解を伺います。

また、民税課税層の細分化は、所得の多い人からより大きな負担を求めることで、それ以外の人たちの保険料を抑えることになるという点では、積極的な改定と言えます。この点で大曲仙北広域組合では、来年の4月に向けどのように検討されているものか伺いたいと思います。

次に、サービス利用料に関連してお尋ねいたします。

1つ目は、介護保険制度の改悪で10月1日から実施された居住費や食費の利用者全額負担によって施設利用者には1人当たり年間約39万円もの負担増となったわけであります。ショートステイの場合でも日額千円以上の値上げとなり、デイサービスの場合は低所得者向けの補足給付の仕組みもないために、これまでの食事代300円から500円が1.5倍、2倍になった、これが実態であります。このような利用料の大幅

負担増は、各地で負担の重さに耐えられず退所しなければならない、退所した、デイサービスの回数を減らしたなどの深刻な状況を生んでいるわけであります。

今年6月、第1回定例会でこの問題で私も質問いたしました。当局答弁は、制度改正によって入所制限や現入所者が退所を迫られるということはないものと考えておりますというものでありました。自己負担化されて以降2カ月になろうとしておりますけれども、その後、この6月答弁に示されたような推移であれば良いのですが、実際はどのようなのか、入所者の異動、居宅サービスの利用状況に変動があるものなのか、現状をお知らせ願いたいと思います。

次に、繰り返し要望してまいりましたサービス利用料の軽減制度の創設について、改めて要望したいと思います。

10月からの居住費、食費の全額利用者負担化は、高齢者にとってかつてない負担増となっているものから、高齢者の生活を守るために新たに軽減制度をつくる自治体が広がっております。山形県鶴岡市では、社会福祉法人の在宅サービスの利用者負担軽減で、これまで2分の1だったわけですが4分の1に改定されました。そのことで山形県鶴岡市では、この2分の1の減額率を維持させる、そういう制度をとっております。また、大阪吹田市では、通所介護利用者の食事代に100円の補助をする。東京渋谷区では、民税非課税世帯基準年収180万円以下の通所介護、ショートステイの滞在費、食事の25%を助成する。ほかに港区、長野松本市などで独自の軽減に取り組んでいるようでもあります。

もとより厚生労働省の調査でも全保険者の24%に当たる581自治体は何らかの軽減に取り組んでいるわけでありますけれども、10月以降の大幅負担増となり、また、介護保険発足以来の特別対策というものも17年4月に廃止されましたし、社会福祉法人の減免制度の変更も重なりましたことから、低所得者の軽減制度はどうしても必要だと私は考えます。神岡、西仙、協和で実施の利用者助成事業は、協和の例にならって全市に拡大し、実施することを要望いたします。これに対する見解を求めます。

次に、保育所運営についてお尋ねいたします。

最初に、法人立保育所の保育料の引き下げと職員処遇の改善についてお尋ねいたします。

6月定例・9月定例で取り上げ、保育料の統一にあたっては低い中仙地区に合わせる。当面、大曲地区の11の法人立保育料の引き下げを求めてまいりました。また、

職員の給与、退職年齢の改善について、市職員並になるように求めてきたところであり
ます。

これに対する市長答弁は大変評価できるものと認識しておりますけれども、法人立保
育所の保育料、そして職員の処遇改善について、現段階での検討状況についてお知らせ
願います。

また、保育料の統一にあたっての基本的な立場、いわゆるサービスは高く、負担は低
くの合併原則を生かした立場があるのかどうか、この点での現在の検討状況についても
お知らせ願いたいと思います。

2番目に、公立保育所管理運営は直営で継続するよう求めたいと思います。

政府財界の官から民への路線に基づき、公務員削減と一体に強力に進められているの
が公の施設、公共サービスを全面的に民間市場に開放し、企業参入を可能にした指定管
理者制度であります。弁護士の尾林芳匡氏は、指定管理者制度には4つの問題があると
指摘しております。1つは、住民の財政負担により福祉増進のためにつくり、住民の
みんなが平等に利用できることを目的とした公の施設、これが儲けのためにその目的が
歪められること。2番目には、住民の参加やチェックの補償が弱まり、住民サービスの
低下を招きやすい。3つ目には、地方自治法には、自治体と契約する企業の役員と行政
の責任ある立場を兼ねてはいけないという規制がありますけれども、指定管理者制度に
なりますとその規制は及ばないことから、自治体の施設としての公正さ・公平さがなく
なり、不正や癒着の温床になりやすいこと。4つ目には、自治体公務員労働者の雇用、
労働条件に大きな後退を招くという、この4つを指摘しております。市では今後、市直
営施設についても指定管理者制度を導入することで準備を進めているようでありませ
けれども、地方自治法の行政の目的、住民の福祉増進を図ることを基本として、地域にお
ける行政を自主的かつ統合的に実施する役割を広く担うものとするというこの行政の目
的が指定管理者制度によって損なわれることのないよう、それぞれの施設について民営
化がはたして良いものかどうか、慎重には慎重を期してもらいたいと思うのであります。
その点で、子育て支援の柱であります保育行政、保育所運営は、行政の責任、公的責任
でしっかり充実させていかなければならないものと考えます。コスト削減、多様なニー
ズに応える市町村の財政難など様々な理由で公立保育所の民営化も考えられているよう
でありますけれども、いずれもこれらの問題は、公立保育所を民営化しなければできな
いものではありません。公立保育所運営管理は直営で行い、指定管理者制度導入の対象

から外すよう求めるものでありますが、見解をお尋ねいたします。

3番目に、低所得世帯に灯油購入補助券をとということでご要望申し上げます。

12月6日付けの日刊新聞赤旗には、「福祉灯油支給や購入補助券秋田市に生健会が要請」との見出しで低所得者の高齢者、傷病者、障害者、母子世帯、生活保護世帯に福祉灯油や補助券の発行など措置を求めたことが掲載されました。灯油価格は前年の29.5%から30.4%も高騰しております。低所得世帯の冬場の生活と暖房確保に困難をもたらしていることは想像できることだと思います。秋田生活と健康を守る会が秋田市にそのことを理由にこの措置を求めた要請であります。灯油価格の高騰で生活保護世帯はどうしているのだろうか大変私も心を痛めているところでありました。当市では、灯油高騰にかかわり、生活保護世帯や母子世帯の対策は何か講じられているものなのかどうか、緊急措置として購入券補助など発行するよう要望するものですが、これへの見解を求めます。

4番目に、バス空白地域の交通弱者の足の確保についてお尋ねします。

この点については、昨日の一般質問の中でも要望が出されたようではありますが、重ねて要望させていただきます。

路線バス等公共交通の空白地域における高齢者等の交通弱者の足の確保の観点から実施している乗り合いタクシーは、おおいに喜ばれ、今冬も大曲四ツ屋、松倉地域、そして内小友地域で開始されたことに大変感謝しております。過疎化、高齢化が進む中で路線バスが撤退する中、全国各地で循環バスや乗り合いタクシーを取り入れ、高齢者の福祉サービス充実を図っている自治体は全国にも生まれております。

さて、大曲地区の乗り合いタクシーを四ツ屋の東部地域、半在家、上谷地、川崎方面での実施をするよう強く求める声が寄せられておりますが、是非これを前向きに検討していただけないものか、まずこれへの見解を求めます。

また、大仙市には太田町のシャトルバス、中仙地区の乗り合い自動車、大沢郷地区の循環バスなど、以前より対策を取っている地区もありますけれども、広大な大仙市全体を見渡せばたくさんの空白地域がある、そのように思います。私のもとに協和稲沢地区の落合の方から、「バス路線に出るのが大変で、距離にすれば2kmもないだろうけれども沢の上り下りの多い狭い道路で集落の中をバスが通るよう望むのも無理なような気がするけれども、老人の足でバス停まで出るのは大変なことだ。買い物にもほとんど出かけることができない。何とかならないだろうか。」といった相談が寄せられておりま

す。このような地区はほかにもたくさんあると思います。

そこで、全市的にバス空白地域の足の確保の問題を、企画・福祉・教育・商工にわたる各部局の連携課題として取り上げて、全市的に実態とそこに住む人々の要求の把握、そしてそれぞれの地域・集落の交通システムがどうあるべきか、本格的に検討する必要があると思いますけれども、これに対する見解を求めます。

最後に、来年度予算編成に関連してお尋ねいたします。

市長は、今定例会冒頭の市政報告の中で、来年度予算編成の基本的考え方を5点にわたって示しました。そして未来の子供たちに夢のある地域を残していくことが私どもの責務と結んでおります。

さて、合併大仙市の初の17年度、新年度予算では、合併協定に基づき、高水準に統一して実施予算化した事業がたくさんあります。6年生までの所得制限なしで拡大した乳幼児医療費の無料制度、チャイルドシートの購入補助、すこやか子育て支援手当、第3子以降の児童・生徒の給食費免除、スキー授業補助、針・きゅう・マッサージ施術券の補助拡大、配食サービスの実施、介護用品の支給拡大、人工透析通院の助成、市内循環バスや乗り合いタクシー、シャトルバスなどの実施、これらは市民からも喜ばれ、全国的にも注目され、優れた施策であります。弱者の目線に立つ行政を標榜する栗林市長の姿勢が反映されたものとして高く評価しているところでもあります。これらは来年度予算でもしっかり位置づけ、継続していただきたいものだと考えております。これへの見解を求めるものです。

最後になりますが、統一されないままスタートした事業の中の介護サービス事業についてであります。その中の介護慰労金事業、町村単独事業として実施してきたこの慰労金事業を、是非とも来年度予算に反映し、全市全体で実施するよう求めてまいりたいと思います。この問題は6月定例会でも取り上げ、市長からは、介護した人から見れば慰労金という概念ではなく、現金給付の道をつけられるかどうかの問題である。現在の慰労金制度をやめるわけにはいかない。これらを本当の意味で在宅の皆さんを支援するものになるよう検討していかなければならないという答弁をいただいております。市民アンケートでも在宅介護の強化、介護サービスの充実で回答の20%を占めており、介護の問題は多種多岐にわたるものとはいえ、介護慰労金は既に大曲以外の地区で実施しているサービスであり、住民要望や市長の予算編成の考え方に照らしても十分全市で政策化するに値すると考えます。是非とも来年度予算に全市統一事業として盛り込むよう

求めるものですが、これへの見解を求めます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、介護保険制度についてであります。

はじめに保険料改定であります。介護保険料の算定にあたっては保険給付額が基礎となり、高齢者数の増加、要介護・要支援者数の増加により、給付額は年々伸びている現状であり、保険料基準額の引き上げは避けられないものと考えております。

加えて、サービスの利用量、施設整備、サービス事業者のモラルや利用者の意識なども給付の量に影響してくるなど様々な要因が組み合わさって保険料の上げ幅が決まってくるものであります。

現在、第3期介護保険事業計画を策定中ではありますが、その中で1号被保険者の負担割合の1%の増加、年度ごとの施設整備見込みや制度改正による新たなサービスの増加、介護予防のための事業にかかわる費用等を加味した上で3年間の給付見込額を推計して介護保険料を決定することになります。

保険料決定までの手順ではありますが、3年間の給付額を推計するために施設整備見込みやサービス利用見込み量等基礎となる数値を介護保険事業計画策定委員会で検討していただいた後、算定を行い、それに基づき条例によって保険料額を定めることとなっております。

また、介護保険につきましては、制度開設以来、当大曲仙北圏域では広域組合を保険者としてスケールメリットを活かし、保険財政の安定化を図っているところであり、平成15年以降、第2期計画期間の保険料基準月額については、県平均3,334円を大きく下回る2,860円で運営してきているほか、介護サービスの充実にも努めてきております。

次に、税制改革による課税及び保険料改定に関する質問並びに2点目の利用料につきましては、健康福祉部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、保育所運営についてであります。

はじめに法人立保育所の職員の処遇改善につきましては、過日開催されました大曲保育会理事会において60歳定年制を導入することとし、平成18年4月から施行すると伺っております。

次に、法人立保育所の保育料の軽減と保育料の統一につきましては、庁内に検討委員会を設置し、9月に第1回を、11月に2回目を開催し、検討しているところですが、現段階では国の徴収基準額と市で定めている8通りの基準額を比較し、階層区分の見直しや保護者の負担能力、市の財政負担等を含めて検討しております。

なお、合併協議会では、合併後3年を目途に統一することになっており、できるだけ早い機会に統一したいと考えておりましたが、平成18年度中に保育料の基準額を決定し、平成19年度から段階的に統一していきたいと考えております。

次に、公立保育所の指定管理者制度導入についてであります。

近年、住民ニーズが多様化し、これらに効果的に、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であること、また、公的主体以外の民間主体においても十分なサービス提供能力が認められる主体が増加していることを踏まえ、公の施設の適正な管理を確保するため、受託主体の公共性に限定していた従来の考え方を転換し、管理の受託主体を法律上限定せず、適正な管理を確保しつつ住民サービスの向上に寄与するよう指定管理者制度に改正されたものであります。

ご案内のように大仙市には、公立保育所17カ所と法人立保育所11カ所及び認可外保育所3カ所の計31カ所の保育所がありますが、現在、大曲保育会に委託しておりますへき地保育所である大曲地域の高畑保育園と川目保育園につきましては、平成18年度から指定管理者制度に移行したいと考えております。

また、その他の公立保育所につきましても指定管理者制度の導入や法人化の方向で検討したいと考えております。

保育園等の指定管理者制度導入の傾向は、今後全国的にますます広がることが予想されますが、導入する利点といたしましては、民間事業者の手法を活用することにより管理に要する経費を節減することが可能となることや利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保しようとする民間経営者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上などが期待できるものであります。

指定管理者制度の導入や法人化にあたっては、当然、市の責任を明確化しつつ、かつ民間事業者の柔軟な対応が期待できるものと考えております。

質問の第3点、低所得者世帯に灯油購入券を発行することについての質問につきましては、健康福祉部長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、バス空白地域の交通弱者の足の確保についてであります。

はじめに乗り合いタクシーの四ツ屋東部地域への拡大であります。現在、大曲地域で実施しています乗り合いタクシーは、交通空白地域での高齢者の主に通院の足の確保を図るため、市内のタクシー会社の協力を得ながら松倉・四ツ屋、内小友の2ルートにおいて平成16年度から試験的に運行を実施しているもので、今年度は12月1日から平成18年3月17日までの平日に限って試験的に運行するものであります。

ご質問の四ツ屋東部地域であります。この地域につきましては戸数が少ないことと旧仙北町に隣接しているなどの関係から、旧大曲市において運行を見合わせた経緯がありますが、現在、大仙市として交通空白地域への新しい公共交通システムについて検討しておりますので、この中で手法も含めて検討してまいりたいと存じます。

次に、バス空白地域の交通弱者の足の確保の検討につきましては、現在、市内で実施しています乗り合いタクシーやシャトルバス等を参考に新たな交通システムを検討したいと存じます。

システムの構築にあたりましては、現在の幼稚園・保育園の送迎バスや小・中学生の通学補助、赤字バス路線に対する市の補助、さらには市が保有している福祉バスなど様々な角度から検討が必要と考えております。

質問の第5点は、来年度の予算編成についてであります。

はじめに市独自施策の継続についてであります。総合計画策定にあたり、先般実施いたしました市民意識調査において、市民の多くが将来望むイメージとして「福祉や保健が充実しており、道路や公園など生活基盤の整備されているまち」を挙げており、また、住民サービスと受益者負担では、サービスを受ける方が応分の受益者負担をすべきという考えが大半を占めております。

現在実施しているゼロ歳児から小学6年生までに対する医療費自己負担分の無料化制度につきましては、市の子育て支援の中でも重要な施策ととらえ、平成18年度以降も継続する決意であります。厳しい財政状況であり、継続的に実施するため、制度内容については若干検討する必要があると考えております。

また、徹底した行財政改革に努め、経常的に抱える支出を抑え、限られた財源を有効に活用しながら、複雑多様化する市民ニーズに少しでも応えてまいりたいと考えております。就学児に対する医療費自己負担分の無料化以外の市の独自制度につきましては、それぞれの事業目的、内容、対象、利用状況など総合的に勘案しながら検討を加えさせていただきたいと考えております。

○議長（橋本五郎君） 答弁漏れがありましたので、引き続きお願いします。

○市長（栗林次美君）【登壇】 来年度予算編成問題の項の中で、介護慰労金の問題を落としてしまいましたので、答弁させていただきます。

介護慰労金についてであります。寝たきり老人等に対する家族介護慰労金事業につきましては、それぞれの旧市町村で実施した支給内容の違いを調整いたしまして、支給条件、支給額等を統一の上、全市で実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 次に、税制改革によって介護保険料段階が上昇する高齢者についてであります。

税制改正に伴って住民税課税世帯、もしくは本人課税となることにより介護保険料段階が上昇する高齢者につきましては、17年度実績を基に算出した場合では、大仙市全体で3,200人程度と見込んでおります。

次に、介護保険料の低所得者への軽減についてであります。制度自体の中で法的に整備することが求められておりましたが、今回の改正により低所得者層の段階を1段階増やして、全体で6段階とすることで見直しされております。

また、税制改正により保険料段階が従来より上がる方に対しては、激変緩和の措置をとることとされており、組合としても急激な保険料の負担増とならないように保険料の負担を軽減し、3年間で調整していくこととさせていただきます。

次に、利用料についてでございますが、介護保険事務所が12月1日現在で圏域内施設に対し実施した調査結果によると、特別養護老人ホーム16の施設において自己負担額の増加を理由に退所された方はございませんでした。

また、在宅への復帰を目指すことを目的とした老人保健施設7施設では、4名の方が退所されておりますが、この退所された方々については、現在は家族の介護と在宅サービスを利用していると伺っております。

次に、利用料の軽減策についてであります。地域独自の事業の拡大につきましては、支援事業全体をトータルで考える必要があると思っております。

こうした中での改正されました介護保険法の考え方ではありますが、要介護度が重くならないように新たな予防サービス事業を導入し、地域での取り組みの中で高齢者のできる限りの自立を目指した施策の展開を掲げております。

内容としましては、介護サービス事業の補助金の廃止による一般財源化や新予防給付をはじめ介護予防を中心とする地域支援事業の創設などがあり、市といたしましても予防重視の事業への重点化といった新たな介護保険制度の要請に対応していかなければならないと考えております。

こうした制度の考え方、また、市の取り組むべき事業の方向性から鑑みましても利用料の独自の軽減策につきましては、現在のところ全市で実施することは困難であります。

質問の第3点目は、低所得者世帯に対する灯油購入補助についてであります。

生活保護世帯につきましては、生活保護法に基づく保護の基準により、11月から3月までの冬期加算額として、寒冷の度合によって暖房費などの必要額が地域別に支給されておまして、当市の月額に加算額は1人世帯では1万9,970円、2人世帯2万5,850円、3人世帯3万860円、4人世帯3万4,990円、5人以上の世帯では1人増すごとに1,340円の加算がなされております。そういうことで、この中で対応していただくべきものと考えてございます。

なお、12月1日から始まっている歳末たすけあい募金では、全地域において要援護者世帯等の生活資金の負担軽減を図るために、その一部を見舞金としてお配りする予定でございます。

また、大仙市における灯油の価格は、11月現在、1リットル当たり70.4円となっております。前年対比では30.7%増加していることは把握してございますが、いわゆる低所得者や母子世帯等への緊急措置としての支援策については、現在のところ考えてございません。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問ありませんか。2番。

○2番（佐藤文子君） 介護保険料は、これは値上げせざるを得ないというのが答弁としてはっきりいただいたわけですが、今までの介護保険の組合統一でなされたときにも保険料はかなりの黒字財源を持って統一なった経緯があったはずであります。それがこの間、どれだけの状況になっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。是非ともそれらを使って保険料を値上げさせることのないように願いたいというふうに思います。

それから、利用料につきましてはですけども、独自の軽減措置を全市に拡大するのは困難だという答弁でありましたけれども、では現在やっている協和、西仙、神岡等での

独自のこのサービス利用助成制度、これは18年度もしっかり継続されるものなのかどうか、その辺を答えていただきたいと思います。

それから、保育所運営の指定管理者制度導入に関してですけれども、先に質問の中でも申しましたけれども、指定管理者になれば保育料は上がる、実際にサービスの、多様なサービスには十分応えたことをおおいにやってはいるようですけれども、保育料は非常に上がる。また、中で働く雇用関係は非常に後退する。いわゆる不正規職員が増え、大曲の保育会でも保育士さんの5割が正職員じゃないというふうな中で対応しているというふうなことで、結果的にはサービスの後退につながっていく懸念があるわけですが、そういうふうなことがあるので公立保育所、多様なサービス、保育内容に応えるのは、これは法人立でなくても十分できるというふうなことで今全国の公立保育所での保護者と、そして保育士さんたちとの共同で内容の改善や多様な保育サービスに応える活動がつけられてきているわけでありまして。そういうふうな意味で、本来この子育て支援というのは、あくまでもこれは公的責任で果たすべき内容のものではないかというふうな、私はそういう立場を持っているものですから、その辺をですねもう一度考え方、これは基本的には法人に移行する、先々は、後々にはその企業も参入できる、こういうふうな指定管理者制度でやれば必ず後々サービスが後退する、利用料が上がる、中の保母さんたちの労働環境が後退する、これがはっきり見えるわけですので、是非ともこの公立保育所については指定管理者制度から外していただきたいというふうなことで再三取り上げてきたわけですが、是非とももう一度公的責任で果たすべき事業なのだというふうなことに對する市長の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、予算編成に関連しての介護慰労金、全市統一実施するというふうな明解な答弁をいただいたと思います。是非ともよろしくお願いします。

そして、バス空白地域の四ツ屋地域での、あれは検討の中で考えていきたいというふうなことです、是非とも早急な検討結果を望むところであります。

それから、低所得者世帯の灯油購入、これは冬期間、1人当たり、冬期加算が1万9,970円、これは前からずっとそういうふうに出されているわけですが、これで十分足りる、そういう状況にあるとお思いなのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 介護保険料は、今の状況からいけば、残念ながら値上げせざるを得ない状況だという説明をしております。ただこれは、市長として見た見解でありますので、介護保険事業は広域でやっておりますので、広域とも、市町村長含め、議員の皆さんとも相談しなければならない課題であろうと思います。

ただ、今、議員が指摘されておりますけれども、我々の介護保険組合は全国でも珍しい広域で始まった組合でありますし、秋田県でも第1号です。その中で相当やはりいろいろ考えながら仕事をして、いわゆるこれ、剰余金も、いわゆる赤字にはしてはならないわけでありますので、そうした繰越金については少しずつ貯めながら調整する費用に回しながらやりくりしてきた実態があるろうと思います。ですから平均しますと基準額が全県では3,300円以上になっているのに、ここの介護保険組合、基準額2,600円程度、2,600円か700円程度でまず運営できている、そういうやっぱり成果といえますか実績も評価していただきたいと私は思います。

それから、保育所の指定管理者等の問題でありますけれども、この辺は議員とは180度考え方が違っておまして、私は官がすべて良いとは考えておりません。民の方がもっと良いサービスができるのではないかと、そういう分野もたくさんあるのではないかと、そういう視点でとらえております。法人立のいわゆる保育所、幼稚園等、すばらしい経営と内容でやっているところもたくさんあるわけであります。そうしたことをやっぱり前提にしながら、必ずしも官でやるよりも良い部分というのは、今こういう時代になりますと保育所とか幼稚園ではないかなと私はそういう考え方に立っています。病院なんかでも県立病院、国立病院がすべてが良いというわけでもなくて、医療分野ではどんどんどんどん法人が地域医療を担ってきております。この秋田県の中でも中通病院はその典型ではないかと思っております。これを官にすることは、かえって私はいけないのではないかなと、こういうふうに思っています。そういうふうな考え方に立って、ただその行政がそういう命の問題とか、その子供とか教育の問題とする以上、行政の責任というのは明確にしていきながら、さまざまな柔軟性を持てる法人、あるいは指定管理者というものを導入していくことが限られた財源を有効に使うことにつながるのではないかと考えています。

議員ご指摘のようでありますその職員の問題なんですが、これは公立にしておきますと、いつまで経っても定数の関係で臨時職員、嘱託職員というのは、私は残るのではないかと思います。現にそれぞれの公立の職員でも相当数、臨時職員を使っておりますが、

これを職員にしろと言われても定数の関係から含めて日本の制度では不可能であります。むしろ法人という概念の中で、いわゆるその不安定身分ではなくて、その事業の中で職員として位置づけていくという方法の方が私は働く人たちが幸せになれるのではないかと考えています。ここに高松市の事例が出ていますが、5つの保育所を民営化するということでもあります。将来は全体を民営化すると。いわゆる労働組合とも非常勤職員をこういうことによってなくしていくという方向で合意ができたというような通信、報道があります。こういう手法によって、いわゆる不安定な、あるいは極めて臨時的な職員の皆さんの将来の増を確保していくことも大事ではないかというふうに考えています。

それから、利用料の問題についてと、それから低所得者の灯油購入の問題については、健康福祉部長から再度答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 利用料の関係についてお答え申し上げますが、これまでの部分につきましても、これは継続化ということでございますけれども、これにつきましては全市統一の絡みから、現在検討中でございますので、これについては新年度予算までは検討の上で予算の方向を定めていきたいというふうに考えてございます。

それからもう1つ、灯油購入の冬期加算で十分足りると考えているかというご質問でございましたが、これにつきましては十分とは言えないかもしれませんが、一応基準としましては北海道・青森・秋田が一番高い基準になっておりまして、その範囲内で過ごしていただきたいというのが私どもの願いでございます。

それからもう1つの一番最初の介護保険での組合での黒字の額がわかればということでしたが、これは広域の事務でございまして、現在ちょっと金額的なものはつかまえておりませんが、いずれ教育民生常任委員会まではその額を、資料を求めましてご報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 2番、再々質問ございませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） まず介護保護のその独自、3町がやっておられる単独事業、これについては是非新年度予算に、廃止することのないように、盛り込めるように前向きに是非とも取り組んでもらいたいと。全市統一が難しいといっても、今やっているところをなくすというふうなことだけは絶対しないしてほしいというふうに思っております。

それから指定管理者制度の問題でしつこいようですけれども、やっぱり公立保育所では保育料に、国の示す基準に町が補助をして、集める保育料よりも非常に町の財源を出

して、そして運営していたというふうなことで、非常に子育てに力を入れている、公的責任で子育て支援に力を入れると、入れてきたというのが大曲以外の8町村の立場だと思います。保育内容も一時保育も乳児保育も受け入れ始め、それから延長保育などにもこれからも取り組まなきゃいけない、そういう需要に応える保育内容の改善は、これは公的保育所でも十分できることだというふうに思います。ただ、法人立保育所では、全国的に共通して行われているのが、その保育内容の改善等に併せて保育料が上がる、これが決定的にサービスの低下の一つとして保育料が上げられているというふうなのが実態です。そういうふうな意味。その辺もあるわけなので、これは子育てにお金が非常にかかるというふうなことのために子育て支援は、やはり行政責任で果たす仕事の柱として取り組むべきだというふうな立場から、この保育料がどんどん上がるような法人化にするべきではないというふうなことで私は今後もこの指定管理者制度から公立保育所は外すべきだという考え方、これ今後も議論していきたいと思いますので、そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議3日目を定刻に開議いたします。

この後、大会議室において議員全員協議会を午後1時より開催いたしたいと思いますので、ご参集ください。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午前11時52分 散 会

